



TPP 協定交渉に関する意見

株式会社日本国際映画著作権協会
(2013年12月5日提出)

私ども株式会社日本国際映画著作権協会（以下当社といいます）は、著名な映画会社6社（パラマウント ピクチャーズ コーポレーション、ソニー・ピクチャーズ・コーポレーション、20世紀 フォックス フィルム コーポレーション、ユニバーサル シティ スタジオズ エルエルシー、ウォルト・ディズニー・スタジオ・モーション・ピクチャーズ、ワーナー ブラザース エンターテイメント インク）からなるモーション・ピクチャー・アソシエーション（MPA）の日本における子会社でございます。

このたびは TPP に関して貴重な意見提出の機会を賜り、誠にありがたく存じます。TPPのうち「知的財産」に関する当社の意見をここに提出させていただきます。

2002年の知的財産戦略大綱の制定以来、わが国の知的財産法とりわけ著作権法は多くの改正を経て強化されてきたところであります。私たちは日本政府の著作権の重要さへの認識とデジタル時代への対応のための継続的なご尽力に心より感謝いたします。しかしブロードバンドサービスの普及を初めとするデジタル環境の急速な発展によりクロスボーダーな課題が出ていることも事実であります。私たちは TPP 締約国による国際的な枠組は、著作権を保護し、人々が必要とする新たなコンテンツの製作に大きく寄与するものと信じております。

上記6社の映画会社は、デジタル時代にあつて著作権を保護する実効性ある手段を重視しております。TPPの知的財産に関する部分をぜひ各締約国において執行可能なものとしていただきたく存じます。

私たちはこの機会に、日本政府が TPP の交渉をされるに当たり著作権に関してご検討いただきたい点を申し上げます。

1. 強固な著作権保護

私たちは、TPPの知的財産分野において著作権保護を強力にしていきたいと考えています。TPP締約国のみでなく、今後他のアジアの国においても標準となるような内容を希望いたします。

2. 著作権保護期間

保護期間は著作権の重要部分であります。各国で統一的な取り扱いがなされる必要があります、コンテンツの国際取引において混乱を招かないようにすることが事業者の利益にもなるものと思料いたします。私たちはあらゆる著作物の著作権保護期間をTPP締約国において70年以上とされることをお願いいたします。わが国のコンテンツ産業は優れた力を有しており、著作権保護期間の延長により得られるものは大きいと思料いたします。

3. 技術的保護手段

デジタル方式のファイルは容易に高品質の複製を作ることが可能で、違法に複製を作成して頒布することもでき、これにより世界中で大きな損害が発生しています。デジタル環境の健全な発展のためには、権利者が違法な複製を防止するために実施しうる技術的保護手段についての規定が必要と考えます。私たちは、TPP締約国において著作権で保護される著作物の技術的保護手段の回避による複製行為を禁止していただくようお願いいたします。限られた例外が必要であるとしても、そのような例外は限定的に認められるべきであり、この例外によって技術的保護手段を回避するデバイスが広く流通することはあってはならないことです。したがって、回避行為自体だけでなく、回避行為を可能にするようなデバイスやサービスについても禁止していただきたいと存じます。

4. プロバイダーの責任

著作権のオンライン侵害を防止するためには、プロバイダーに権利者と協力して著作権侵害行為を防ぎ侵害に対処いただくことが必要です。私たちは、プロバイダーの責任の制限とは別に、プロバイダーが権利者と協力して侵害行為を防ぐこと、適切な免責規定のもとで、侵害行為を行う第三者に対する合理的な措置を取ることを、何らかの法的義務として定めていただくようお願いいたします。

5. 劇場盗撮の禁止

私たちは、TPPの中に、インターネット上の映画の著作権侵害のソースの90%程度をしめると思われる劇場での盗撮を禁止していただくようお願いいたします。わが国ではすでに劇場での盗撮行為は罰則をもって禁止されていますが、わが国のコンテンツが他のTPP締約国においても同様の保護を受けられるよう、TPP締約国において同様の取扱いをしていただきたいと考えます。